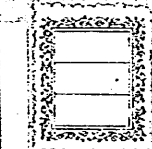


小學商業篇

B2497

上卷

檢 交 部 省 圖 書 課			
全 二 冊	架 九 一 五	函 三 〇	原 三 八 號
冊	架	函	號



K110.62

8a

坪井仙次郎著

第二版

小學商業篇

上

京都書林 村上勘兵衛梓

緒言

凡ソ人事ハ漸ク精密ヲ加ヘテ大ニ學識ヲ要ス
ルノ勢ニ向ヘリ。重大ナル事業ニ至リテハ殊ニ然
リトス。商業ノ如キモ亦決シテ其外ナルベカラズ。學
識ハ舟車寧強ハ人馬ナリ。二者相俟テ事業
完成スルヲ必然トス。世上商業ハ純一ニ寧強
ニ由テ執行スベシトスル趣アレドモ實ハ全ク學
識ヲ棄テ、實驗一通ニ頼ルベカラズ。本書ハ商
業ヲ執ルニ學識ノ必要ナルエ正シク明ラカシ

「此、市員著書」
「一」
商家ノ子弟ヲシテ學識寧ろ強ノ偏廢スベカラ
ザルヲ知ラシメトス。唯商家子弟ノ進路ノ方向
ヲ定メ兼テ世ノ兒童ニ商業ノ何者タルヲ知
ラシメレフヲ願フノミ。

明治十七年八月

著者誌

小學商業篇

凡例

- 一 此篇ハ小學校の科目ニ載セラル職業豫習の中商業の課乃用書として著述したる。
- 一 著者の主義とする所ハ唯生徒をして商業の性質を明らめしめ又之を營むる學問乃智識を要するものなりと思考を起さしむるに在り。而して他日或ハ商業學校に入るの志を固う。或ハ實業を執るに當りて其業に有用なる學識を自修し若くハ其道に明らかなる學士乃忠告を聽納せんとす。

るれ念を懷かゝめんことを熱望せむ。

一字を填むるも一字を低うせるも即ち一文の首と知るなり。是は本邦舊來の慣例は異なまゝ之をいふに開述は。

一著者固より淺學あれを十分は注意したるも猶或は漏脱ある所あるべし願くは教授を司せれる諸君若くは實業を執る所乃諸君後進者の爲め補缺の勞を惜むと勿き著者も亦發悟する所あらば速やかは改正増補せむ。

明治十七年八月

著者 識

小學商業篇上卷

目次

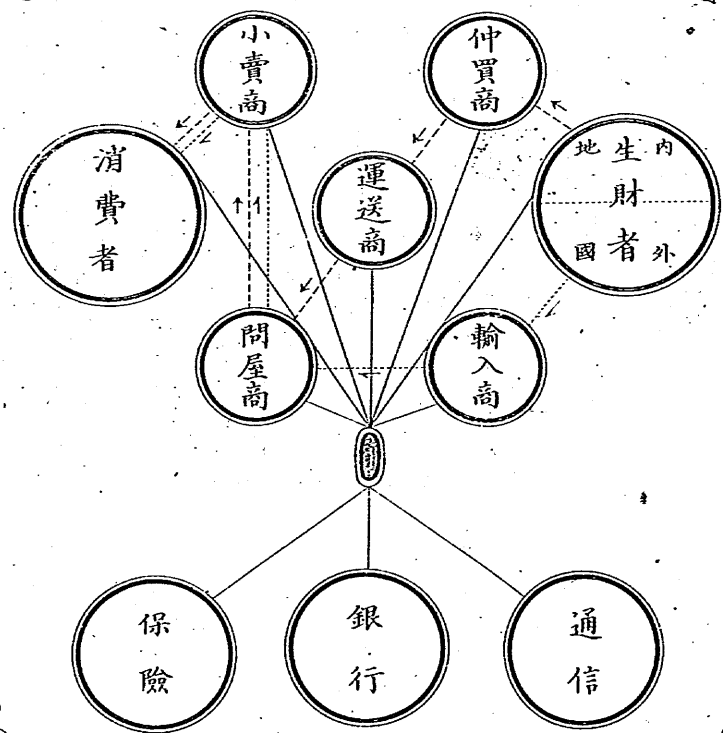
- | | |
|-----|-------|
| 第一章 | 商業 |
| 第二章 | 貨幣 |
| 第三章 | 資本 |
| 第四章 | 商品 |
| 第五章 | 商品の產地 |
| 第六章 | 商品の直段 |
| 第七章 | 商品の種類 |
| 第八章 | 商人 |

第九章 商人の資格

第十章 記簿

第十一章 條例

商業事務關係略表



小學商業篇卷之上

坪井仙次郎 著

第一章 商業

商業

物品を賣買する事業を指して商業と稱す。而して此の業は於て取扱ふ物品を商品と云ひ、之を勢むる人を商人と云ふ。

商人修業ノ
古習

古來商人と為るものゝ順路を察するに讀み書き、算術を修め、其餘は唯商家は奉公して年齢と共に自ら商人と為るを法と為せり。故に今日猶或は此の方法を以て商人修業の良案ありと思へる者あること

を免まば、此の開けざる國の商人と為るまでありて
現今我國の如く開明の域に進める地方は在て、満
足すべからざる方法あり。是は於て少く繁華なる
都會は在て、既に商業學校の設けあり。東京、大阪、名
古屋の如き皆然なり。是は今後の商業の振て活潑綿
密を加へて學問の力を借るふ所らざれば能く難
きを以てなり。故は苟も商人たらん者の何學の何様
は商業と關係を有か、少くとも之を辨へざるべ
からず。又商業上の慣例、符徴、用語の如き、其業体或
は土地の異なるぶとに特殊の成規あるが宜しく其

道ふ入て後ち之を知るべきあり。

賣買ノ定式

凡そ賣買を行ふは、賣方買方の一致、直段の取極
め、商品の現存の三事具へらざるべからず。而して賣
方の取り極めたる條目、お從ひて賣品を渡す事、故
障なく買方をして其品の持主たらしむる事、賣品の
性格お關して自己の知る限り、之を開示する事、
を義務とし、買方の故障なく其品を受取る事、約定の
通りお代金を渡す事、を義務とす。

商人修業ノ
良法

商業を營むは當りて必ず扱へざるべからざるも
の、貨幣、商品、是れなり。

第二章 貨幣

賣方ノ思想

拾錢の銅貨を手へて一冊の書物を得るは常より人の為す所あり。其人何様の心を以て銅貨を収めて書物を渡すかゝるを為さや。又銅貨を与ふる人の何様の手順より由て之を得たりや。蓋し其賣方ハ此の銅貨を以て他日何品なりとも己の好む所の物品を得べしと信ぜればなり。銅貨ハ之を着るべからざるも衣服より換て之を着るべし。銅貨ハ之を食ふべからざるも米麥より換て之を食ふべし。されば其實ハ他日其賣方の買ふ所の物品と書物とを交換したるなり。然れば

賣買ニ貨幣ヲ要ス

則ち手短トかき物品と物品とを交換する方、便利なるが如く思われども却りて其間ハ貨幣を介する方、大に利便なる理由あり。例へば一足の下駄を所持せる人と一冊の書物を所持せる人とありて之を交換せんとするに書物の方、下駄よりも貴いとせよ。其書物を少く割き取りて其釣合を平等とするが如きハ固より行は難し。畢竟已むかゝるを得ざりて其交換を止めざるべからず。又書物を所持して下駄を得んとする人ありて下駄を所持して書物を得んとする人は出遭はんも甚だ難き事あり。其他猶様々

の故障あるべし。然るに貨幣を以てその媒とせば右
 の如き差支あることなし。

亦其買方の銅貨も必ず曾て其所持したる一種の
 物品を他人と与へて其代りを得たるもの相違ふ
 し。故に畢竟其銅貨の物品の代表者あり。

右の訳にて銅貨も銀貨も金貨も其價を違へ、皆
 物品の代表者として其交換の媒たる役目均しく
 一つなり。

貨幣ノ貴ク
 思ハルノ原因

唯貨幣の物品に優りて貴き様と思はるゝに容易
 は其何物とも交換すべきに在り。物品の其固有性質

貨幣ノ本職

の効力を示さし止まりて食物の飢を凌ぐべきも寒
 を凌ぐべからず。若し食物を以て寒を凌がんとせば
 一旦之を賣て貨幣を得、更に貨幣を以て衣料を買ふ
 の煩勞を採らざるべからず。其不便少なからざるあり。
 ありは於て貨幣の本職の賣買の媒介たるに在り
 とす。故に賣買を本業とする商人は在りては貨幣を要
 するに勿論ありて十分は其性質を辨へむべし。然
 るべし。

紙幣

今日貨幣と同く商業の媒介を為さるものは紙幣
 あり。是を之を使用する者之を發する者は對して

確樹したる信用を基として世は行はるゝものあり。例へば各處の國立銀行より發したる銀行紙幣の如きを見よ。銀行の之を所有せる人々は對して何時たりとも政府發布の通貨を引換へ与ふべしとの約束を結び、世人の信用を得て始めて日々賣買の媒介たるを得るあり。

信用ハ貨幣と共に商業上ハ廣く用ひらるゝ其便利あると却りて大よ之ハ勝れり。其用法甚ど多くて帳簿差引勘定法、貸附法、銀行委託法、株券法等あり。是れ皆理財學の解説する所なまば其詳細を知ら

資本

んと欲せど宜しく其書を就て之を見るべし。信用使用法の利害あと實ハ商家ハ必要ある事項少からず。

第三章 資本

商家の資本と稱するものハ固より全く貨幣ハ何らざれども多くハ先づ貨幣を以て諸物の代表者とし、何千圓の資本を以て何商業を營むと云ふを常とせり。今貨幣は次てあるハ資本ハ關する事項を略説すべし。

四種ノ資本

資本ハ種類を言ふに自己一人の積立てたる資本、祖先の遺傳したる資本、多數の人の出合はせたる

資本使用者
ノ義務

資本、借用資本の四つあり。

此乃四種の區別ハ之を使用する人々の心得を定むる力を有せり。自己蓄積資本と使用するに止まる者ハ子孫生活の基を堅固ならしむる義務あり。祖先遺傳資本を使用する者ハ子孫生活の道を立つるハ勿論遺傳資本と運轉して其効力を十分顯ハシ、又自己の膏血ハ由て生じたる資本を之ハ加へて其高を大ならしむべき義務あり。第一者小比るに心勞多しと云ふべし。合力資本或ハ借用資本を使用する地位小立てる者小至りてハ一己の失錯ハ廣く萬人

資本ノ多少
營業ノ種類
ヲ定ム

小及ぶの有様あるを以て其心勞愈甚だしと云ふべし。然る小今日の實況ハ自己蓄積資本を有せる者ハ商業堅固ありて榮え、祖先遺傳資本と受ける者ハ奢侈放逸ありて家運傾き、合力資本、借用資本と使用する者ハ頻りに危険を犯し、損耗を顧まざるに至る。搃て道理ハ背けりと云ふべし。畢竟各人皆其義務を弁へ、而して義務を完うする者のみよく其榮譽、地位を保つの場合ハ至らば斯る變相ハ世ハ其痕を絶つべし。又資本の多少ハ營為すべき商業の種類を定むる基と為るべし。例ハ朝ハ仕入し夕ハ全ク之を

解スルハ自己高様資ナクハモ
リガ如クニ切ニ
理ニ

賣場ぐる食物商人の如きハ少數の金員にて之を営むべく、數多の大船を所持して海上運搬を業とする回漕商の如きハ巨萬の金員を得て始めて之を営むべし。

巨萬ノ資本
集ムル法

右四種の資本の中より就て大數の金員を集むべきもれハ第三種の諸人合力資本あり。故に今日苟も大事業を起す者ハ一つとして此の資本に頼らざるハなし。其仕組ハ人々其引受けたる株券だけの資金を出たすのみより其餘の責任を負はざる法、一名の名前人を定めて社員ハ之に差金たる法等あり。諸

資本ノ使用
法

國立銀行、諸錢道會社等の事業ハ皆此の合力資本に由まり。是を資本累聚ノ大略あり。

資本使用の法ハ商業の種類より一つならずと雖も通常、地面、建物、雜具、商品、給料、生活費の六種と云。其中地面、建物、の二つの如きハ別ふ之を所持して公眾に貸渡し相當の賃錢を得んとを望む者あり。是を世俗ハ地面持家作持と稱して一種の營業と爲せり。右の諸項は資本を使用する割合より至りてハ錯雜して幾と其大則を得べからず。例ハ質商の如く倉庫ハ大金を要するあり、諸小賣商の如く商品ハ大金

を要するあり。唯宜しく各自乃營むべき業体に従ひて適宜の斟酌をなす。

第四章 商品

商品ノ性質ヲ明ラムルヲ要ス

商品ハ商人乃命脉ありて其清潔鮮明あるハ商業繁昌乃基あり。故に常に商品の本質を失はざらうめんあるハ商人の希望する所ありて之を達せんハ先づ其性質を詳らかにするを要す。然り而して商品の其種類甚と多くして一々之を明らむべからざれむ則ち商人ハ唯宜しく其自ら取扱ふ商品の性質を察せんことを力むべし。今こゝに其概略を擧て何様

植物学ヲ修メントラ要ス

の學科の助けありて之を明悉すべきやを示すべし。第一を植物性商品とす。其中天生のまゝに食用すべき菓實の如きは不熟あらば身体を害さるべきを其無害ある頃まで成熟するを待つ之を取り、割烹料理を歴て食すべき蔬菜ハ不熟ありとも甚と害あきを以て成るべく早生の品を嚮きて珍奇と喜ぶ人情あり投ざる。又穀菽の如きは若し其芽を生ぜば味を損ざるを常とすればよく乾燥を之を維持するを要す。其他竹木の如きは切るハ時期ありて虫蝕の難易を生じ。畢竟是の類ハ皆植物固有の性質あり

基せる現象たるに宜しく植物學の知識を應用して之を明らかにすべきあり。

動物學ヲ修
メノコトヲ
要ス

第二を動物性商品とす。魚類の如きは其期節あるもの多くて發達不全あるもの若くは其期は後をたどるもの味は美あらざる。又苟も腐敗するは人身を害し甚しきは其命を殞すに至れば則ち之を販賣する商人は一己の損耗を惜みて他人の命を絶つが如きものとあらざるべからざる。牛馬家雞の如き生活物を賣買する商人に至りては其性質を明察せん必と最も必要なり。然らざるは自己所有の間は在て飼養の法を

鑛物學ヲ修
メノコトヲ
要ス

失ひて非常の損耗を受けんも計るべからざる。動物學の知識も亦商業の種類は由ては實は缺くべからざる。

第三を鑛物性商品とす。此の品は種々の特有性あり。水を蒙りて融消する食塩あり、酸氣は感して銹蝕する銹あり、塩氣は觸れて緑青を生ずる銅あり。其他諸品諸種の特性あるに之を扱ふは其法を失たば忽ち其物品の價を減少するものとあらざるべし。是れ鑛物學の知識の商業に有用ありとせらるゝゆゑなり。

物理學、化學
ノ効力

右の外物理學、化學は商品製造上の關して大に其効力を及ぼせり。又苟も物個なる以上の物理上の性

和合ハ化合ナリ

和合ハ化合ナリ
和合ハ化合ナリ

質と化學上の性質とを具へざるハなきが故ナリ
通曉せば商品保存上ハ大利益ありと明白なり
へバ剪の如きも之を潤濕の外氣ハ晒らし出だす
きハ銹蝕を來たすべし。是は空氣中の酸素の鉄
合してゆる酸化したるの結果あり。即ち剪
學上の性質あるべし。又手を以て剪の柄を壓
其刃相觸して物を切斷さべく之を放てバ其刃相
りて其間ハ物を介さるべし。是れ剪の彈力を有せ
以てなり。即ち物理學上の性質あり。或ハ油紙の如
ハ之を日ハ晒らし直ちに折り重ねて貯ふると

自ら火氣を發して紙質を損傷甚だきに至り
火災の原因を為すと云ふ。是は又物理學、化學、の定
由て發する現象の云。故ハ此の二學科ハ特ニ物
を扱ふ者の修めざるべからざる所あり。

第五章 商品の產地

三種ノ產地

商品の產地ハ三種あり。第一を品質良美あり
此類ある名品を産する土地とす。鯛の五島ハ於
る。雲丹の越前ハ於けるが如きを云ふ。第二を其
美ならざるも其産額の夥しき土地とす。木材の能
ハ於ける。米の仙臺ハ於けるが如きを云ふ。第三を

ハ、且ト品質を劣くし商品ノ產地

ト

質と化學上の性質とを具へざるはなきが故に之は通曉せば商品保存上は大利益ありと明白なり。例へば剪の如きも之を潤濕の外氣に晒らし出だすと其は銹蝕を來たすべし。是を空氣中の酸素の鉄と和合してゆる酸化したるの結果あり。即ち剪は化學上の性質あるべし。又手を以て剪の柄を壓せば其刃相觸れて物を切斷すべく之を放てば其刃相去りて其間を物を介さず。是れ剪の彈力を有せるを以てなり。即ち物理學上の性質あり。或は油紙の如きは之を日と晒らし直ちに折り重ねて貯ふると其は

自ら火氣を發して紙質を損傷甚だしきに至りては火災の原因を為すと云ふ。是また物理學、化學の定則より發する現象の故に此の二學科に特有物品を扱ふ者の修めざるべからざる所あり。

第五章 商品の產地

三種ノ產地

商品の產地は三種あり。第一を品質良美ありて他無比類なき名品を産する土地とす。鯛の五島は於ける、雲丹の越前も於けるが如きを云ふ。第二を其質は美ならざるも其産額の夥しき土地とす。木材の熊野は於ける、米の仙臺も於けるが如きを云ふ。第三を夥

日ニ晒スニテ其質ハ劣ルベシトハ疑ハシ

此ラ段では舞臺の後方より
鑑ハシ

麥の良品を産する土地とす。蜜柑の紀伊は於けるの類あり。然り而して商品ハ其種類固より夥しけむハ一々其産地を明らむるハ實ハ容易の業ハあらざと雖も自己の營業ハ属する商品、之と連絡親密ある商品、其他重要ある商品、ハ關し之を識らんハ商人ハ取て大切あるハと勿論あり。

例へバ蜜柑商人とせよ。其産地の紀伊あるハとを弁ふれば遠き東國筋より之を大阪京都の如き其産地近傍の國ハ運ぶが如き不都合無かるべし。又其産地の氣候不順あるハを聞て豫め菓實の豊熟せざるハ

商品産地ヲ
識ルコトノ
有用ナル例

とを知らバ其品質下劣なる住地近傍の所産の蜜柑を買入るハ工夫を設けて世上の需要ハ對せべし。其他人民の嗜好、風俗の模様、距離の遠近、運送法の變遷等ハ注意して居常怠らざんハ汽船の航海新法ハ開けたるより一定の物品の市場ハ出る便利を加へ、為めハ相場ハ變動を生じたるハ及んで始めて驚くが如き迂遠無かるべし。實ハ今世ハ器械の力、急速ハ流行する勢、あれば昨日までハ百里を隔てて往來不便を極めたる土地も今朝ハ僅かハ數十里と距る土地ハ往來するよりも却りて便利あるに至る

が如き六と間々あり。故に一日の油斷、百金の損耗を致したるべし。

產地ヲ妄信
スル恐レアリ。

又物品は土地の名称を付したるもの多し。若し之を妄信して直ちに其產地なるべしと認め、甚だき過ちあるべし。然て其名称の產地を遠ざかるより、廣大に言做し、之に近づくに従ひて縮小して其實を示すもの、如し。例へば東京にて美濃干大根と称するも、美濃ふては之を守口大根と呼ぶ、又外國ふては日本茶、支那茶と稱し。横濱ふては山城物、伊勢物、と呼び山城ふては宇治産と云ふ。此の類少から

ず。又紀伊の蜜柑は雲州蜜柑と称するものあり、美濃紙果して悉く美濃より出てたるふりらざるが如き六とあり。

地理學ヲ修
メンコトヲ
要ス。

是を皆地理學に通曉して過誤なきを得る所あり。且若し商人よりて全く此の知識を缺かば何より就て買入ま、何より往て賣捌くべしとの方向を失ひ、恰も杖を失へる盲人の如く、唯彷徨して光陰を空消するの外無かるべし。

第六章 商品の直段

物價ノ説明

商品の直段といは之を賣る者が其商品を受取ると

き拂ひ渡したる高と営業中の諸入費とを合せて生じたるものあり。理財學は在るの精しく種々の區別を立てて説明すれども、此の世上一般は稱へる物價の性質を解説さべし。墨一挺を買ふは五拾錢を拂ふ、五拾錢を墨の價と云ひ、又五拾錢の墨七拾錢と為らば其價騰貴せりと云ふ。さきバ價とい物品と貨幣との間には存する割合あり。故に物價高直とい物品を買ふ貨幣の力の減少したるは、墨一挺五拾錢筆拾本五拾錢あり、ものダ墨ハ七拾錢と為り、筆ハ一本七錢と為りあり。此時猶十本の筆を以て一挺

の墨を得ること、其以前は變つたされども五拾錢にてハ最早一挺の墨を買ふべからず。斯て商品ある物品は對する資格と貨幣は對する資格と二つあるなり。世俗物價と稱するは其貨幣は對する資格と知るなり。

第七章 商品の種類

三種ノ商品

商品ハ三種の別あり。第一、古器、古書画の如く其品を新たに造出さべからざる物あり。斯る品ありて一且世人の嗜好は適ふに至らば當時人民の富貴の有様もつきて漸く其價を貴くすべし。骨董商の一回の

販賣少數百金の利益を得るが如き随分世間も現はるる事件なり。

第二、世間尋常の費用を以て多く其數を増加せべき物品あり。普通一般の商品は皆此の類あり。例へば菓子、の如き、たゞ一時は買方の増殖ありとも砂糖、雜穀の世に存する限りは同一の費用にて何程ふりとも之を造り出さるべし。故に此の類の物品は買方の増殖は由て或は却りて其價を減ざるはと云ふるも永く其價を貴くするはと云ふはなきなり。

第三、造出の費用を増さざれば其數量を加へ難き

理財學ヲ修
メンコヲ要
ス

物あり。農產品是きなり。例へば米とせよ。百人の食物を得て十分ある時代は在て一反は付き六俵を収むべき田を耕やたりしも百五十拾人の食物を給せんは一反は付き四俵を収むべき田をも耕やさるべからず。即ち物品の數は増加と共に其價の貴きを致さゆゑなり。此の邊皆理財學は由て其詳細を明らむべし。

凡そ商品の荷持へは商業上最も大切なる事項あり。其適不適は由て價の高低を來たすはとあり。其法商品の種類は由て差別せられ一々之を枚擧すべし。

からず。唯其一二を擧て商業上重要な事件あるものと示さべし。茶の如きの若し妄り其數品を混合する處を爲せば復た之を分つべからずして爲め其需要者を減ざるの恐まあり。又生糸の如きの豫め之を使用する者の都合を計り其勞力を減ざる様は粧飾するを要す。若し否らずんば爲め其價格を落すことあり。

第八章 商人

商人は右に記させる貨幣、商品、を扱ひて物品を造出する人との消費する人との間は介し、彼是の便

利を進むるを本職とす。然まども人の便利の上ふも猶便利を欲するを以て終は今日の様々の商業と生じたり。

商業本部ニ
属セル商人
ノ種類

第一は商業本部に属せるものを見ると小賣商あり。此の商人は物品を消費する人の手は其望み通りの高を以て之を賣り渡すを業とす。其小別に至りては數百人を使役する盛大なる商家より僅か一人の肩に一切の商品を負擔せる行商に至るまで千百種類ありて幾ぞ枚擧すべからず。問屋と稱する商人は製造人或は其他の手より物品を買入て之を賣り

渡すことを務む。仲買商へ人々の間は立ちて賣買、其他の商事を周旋するをを務む。又輸出商人へ自國の物品を外國に輸して利を収むるものあり。

外國物品は右の外は輸入商人とて國の内外の模様を洞察して甲國に拂底ふして且其人民の之を望む者多しと認めたる物品あるとき、之を豊かに造出する他國に就て買入を以て甲國に其品を輸入する者あり。而して後ち其物品は問屋商人、小賣商人の手を歴て現實に之を使用する人の買ふ所と為るなり。

右乃外専ら貨幣を取扱ふ商人あり、物品運送は從

商業ヲ補助スル商人

事する商人あり、諸危険を保請する商人あり、又音信を通する業務あり。下巻に於て之を説くべし。

第九章 商人の資格

商人は社會人類の一部分たればかの人乃道と講明する修身學の旨と遵奉すべきは勿論なまども其中特に商人たるふ必要ある事項あるを之をあらわし記すべし。

信實

第一、信實。物品を賣捌くふ當りて口は極上品と云ひ、甚だしい物品は其印を極したるも丁寧之と監察すれば中等品ふも及ぶものあり。それを

買方ハ一々其使用する諸物の鑑定者ならざるべからず。今日多事の世間ハ於て誠ニ困難の次第なり。天下の商人斯の如く信實を失ふと買方乃難澁最も甚一かるべし。斯てハ世上の便利を助くる商業おしく却りて之を妨ぐるの觀ふきまあらん。凡そ物品ハ皆相當の價あるべし。上等品を中等品の價ハ賣らんと欲するが如き空想を懷くあらんハ到底信實を失ふの場合ふ立ち到るべし。唯商人ハ信實を以て買方の心を攬らんことを務むべし。一時無替の甘言を吐て一品を賣らんハ即ち十品を賣り損ふの原

因と知るべし。

勉強

第二、勉強。たとひ信實を守るも自ら丹誠を盡くして業務ハ鞅掌せずんば世上の氣運ハ後れて販路を失ひ、或ハ相場外の價を称へて買方の氣を損ふとあるべし。市街の掃除、見世の粧置、商品の取扱、生活の模様、賣買の景況、一つとして勉強ハ由らざんば正しく規律を立つべからず。

儉約

第三、儉約。業務繁榮の基ハ儉約ハ在り。信實、勉強ありとも奢侈を極めりて所得、所費を償ふハ足らずんばその業を執るハと難かるべし。資本ハ儉約の所

産ありとの一言と思ふも猶且儉約の大切あ
を知らべし。世上少壯ある商人の産を破るの
儉約を守ることを力めざるの致を所あり。宜
むべし。

右の外愛國自治の精神あかるべからず。是
一國の人民と為りて其政府の保護を蒙り其
名と有せる限りハ片時も忘るべからざる事
常に注意して物價は影響と与ふべき事項を
新聞雜誌等を閲讀して物價の状況を弁へ敏
乃心得あらんことを肝要あり。且又外國商業は

る者の條約書其國の言語其國商業上の慣例
せんことを要す。

租税

凡そ國民と為てハ一國政府の費用を弁ぜ
からざるを租税と稱す。租税を費用とする條目
諸官廳の經費外國交際費用道路橋梁治水
他國家の利益たるべき一切の事業あり。人民
の豈喜んで之を納付せざらんや。

國税ハ一國全体の費用を弁ざるが為めハ
地方税ハ一地方限りの費用を支弁するに充
故ハ地方税ハ府縣廳より徴収するものなり。

せざらんやハセガルベトヤ
トスベキニ似たり

産ありとの一言を思ふも猶且儉約の大切あることを知るべし。世上少壯ある商人の産を破るの幾ど皆儉約を守ることを力めざるの致と所あり。宜しく慎むべし。

右の外愛國自治の精神あかるべからず。是れ苟も一國の人民と為りて其政府の保護を蒙り其國民の名と有せる限りの片時も忘るべからざる事あり。又常に注意して物價は影響と与ふべき事項を明らかに新聞雜誌等を閱讀して物價の状況を弁へ敏捷應變乃心得あらんことを肝要あり。且又外國商業に従事と

租税

る者の條約書、其國の言語、其國商業上の慣例等を通ぜんことを要す。

凡そ國民と為て一國政府の費用を弁せざるべからず。之を租税と稱す。租税を費用する條目の大略諸官廳の經費、外國交際の費用、道路橋梁、治水築港、其他國家の利益たるべき一切の事業あり。人民たるもの豈喜んで之を納付せざらんや。

國税ハ一國全体の費用を弁ざるが為めは徴収し、地方税ハ一地方限りの費用を支弁するに充てらる。故に地方税ハ府縣廳より徴収するもはもて其税

ヤガルベトヤ
リ

目税額の如きハ府縣會ふく之を議し地方官の許可
ふ由て定めらる。

商人の負擔すべき租税を考ふるハ地租、營業税、海
關税等種々あり。其詳細ハ諸種の税則に就て之を明
らむべし。

第十章 帳簿

帳簿

商業の狀態ハ今日十圓を仕入きて今日悉く之を
賣揚ぐるものゝ如からず。今日ハ僅かに其半額を賣揚
げ、明日又更らば十圓を仕入きて以て漸く月日を重ね
定期の末に至りて決算するを常とす。故に若し之を

整頓する方法なきとせば、當時損得の實況を
知るべからざるにあらざらん。全く其取扱ひたる業事
を失忘して定期に到りて急ぎ狼狽するものとあらず
。是れ帳簿の必要あるゆゑなり。

旧來ノ帳簿

斯て苟も商業行なはるれば、則ち帳簿を要する仕合
なまば我國も亦既に久しく帳簿の法ありき。唯憾ら
くハ舊時の世運靜寧遲緩ありて、を以て其法十分の
改良を得る處となく、順序整正あらざりて、活潑精密
を要する今代に在てハ幾ど其用は堪へざるものと
為りたり。あらずば於て洋式記簿の大に行はるゝに至

新式帳簿

れり。

凡そ帳簿の前記せる商業の種類に従ひて一々特殊の仕組ありて却商記簿、小賣商記簿、銀行記簿、仲買商記簿等種々あるも其大体ハ單式複式の二法ありて之を應用したるまであり。單式といハ一事項を一處に記入し多く小賣商人の用は堪へ複式といハ一事項を數處に記入する法ありて秩序嚴肅實は巨商の用は適せり。然て帳簿ハ商業の實況を明らかにし詐欺を防ぐを要とされば紙は必ず丁數を記し或ハ表紙は其葉數を認め置くなどのふとを肝要

記簿法ヲ修
メンコトラ
要ス

とれ。

記簿の法を明らかにて商業の有様と記入するを記ハ何時ありとも其商況を知らんとするに當りて分明之を明らかにて何品の猶仕入るべし何品の之を仕入るべからば或ハ何某の貸高過分あれば宜しく之を減少するの策と立つべしなど一切商業上の思考を立つべし。之を營業の燈火と稱して可あり。商人ハ宜しく記簿法を修めて其道は通ずべし。

帳簿の外商業を営むは有用ある雜具なり。其重要ありと尺、桁、秤の三つとす。是を商品を受授するに當

りて長短積量、輕重等と測るふ用ひて取引の基たむ
る商家の各其精良品を撰びて之を備ふべし。

法律ノ知識
ヲ要ス

凡そ一國の民たる者の其國政府の法令を遵守するを要す。中よ就て商人は對して其營業の種類よ由て嚴密に遵守せざるべからざる條例あり。故に商人の一業を始むるは當りて必ず先づ其業に關する法則條例の有無を察すべし。而して若し其遵守すべき條例あると知れば必ず丁寧之を明らむべし。開業の後ち圖らず之に抵觸して失敗を取り始めて驚愕するが如きことあるべからざる。是れ其二三を掲ぐ

べし

第一、証券印紙規則 是れは金錢取引の証書、契約書の類に印紙を貼用する定法を示せるものなり。

第二、烟草稅則 是れは烟草商の之に關する條例ありて其賣買に貼用すべき印紙の定法等を掲ぐるものなり。

第三、銀行條例 是れは國立銀行の遵守すべき事項を示せり。

第四、古物商條例 是れは古金、古着等一切の古物を取扱ふ商人の遵奉すべき事項を明示せり。

右の外、出版條例、新聞條例、利息制限法、商標條例等、其類甚ど多し。皆其道の營業者の遵守すべき所あり。若し之を犯ると其輕重は由て多少の差ありと雖も畢竟犯罪者ありて應分の處置を受けざるべからず。其詳細は法律書類に由て之を明らむべし。是も實は商人を取りて片時も缺くべからざる知識あり。

小學商業篇卷上 終

明治十七年十月七日版權免許
同 十八年七月廿五日再版御届
同 年八月十五日出版

定價金拾五錢

東京府平民

著述人 坪井仙治郎

上京區第三組新島九頭町
百九十四番戶寄留

京都府平民

出版人 村上勘兵衛

上京區第二十九組墨華院前町
九番戶



